



特殊詐欺防止機能付き電話装置等の購入費の一部を補助します。

振り込め詐欺等の特殊詐欺、悪質な電話勧誘などの被害を未然に防ぐため、広野町では高い抑止効果が期待できる、特殊詐欺防止機能がついた電話装置等の購入に対し補助を行います。

対象者 下記の（１）～（４）のすべての要件を満たす方が対象となります。

- （１）補助金の交付申請をする日において町内に住所を有する方
- （２）申請時点で65歳以上の高齢者がいる世帯
- （３）町税の滞納及び町に対する債務の不履行がない方
- （４）暴力団員でない方、暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しない方

対象の電話装置等 下記（１）～（３）のすべての要件を満たす新品のもの

- （１）着信時に、「この通話は録音されます。」等の警告メッセージが自動で流れるもの
※公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話推奨品目録に記載されている
特殊詐欺対策電話機又は外付け機器
- （２）通話内容が自動で録音でき、町内の自宅に設置するもの
- （３）令和5年4月1日以降に購入し、設置したもの

補助金額

購入費用の2分の1（10円未満切り捨て）

1世帯につき1台限り、上限15,000円

※電話装置等の設置費、付属品の追加購入費用は除く。

※購入時のポイント利用、送料、値引き分は除く。



申請の流れと必要な添付書類

（１）電話装置等を購入し、お店から下記の書類をもらってください。

- ① 電話装置等を購入した際の、領収書の原本
- ② 購入した電話装置等の機能が確認できるものの写し

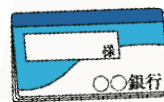
電話装置等を設置

♪「この電話は振り込め詐欺などの犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。」

（２）補助金申請書に必要事項を記載し下記の書類と一緒に環境防災課へ提出してください。

- ① 領収書の原本
- ② 購入した電話装置等の機能が確認できるものの写し
- ③ 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し

※申請の際には、印鑑をお持ちください。



環境防災課から設置確認の連絡がいきます。

（３）申請書類の審査後、交付決定通知発送。その後、補助金が振り込まれます。

申請期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

詳しくはホームページをご覧ください。
<https://www.town.hirono.fukushima.jp/kurashi/anzen/1002864/1004183.html>



【問い合わせ先】
広野町 環境防災課
電話：0240-27-2114